

証券コード：2437  
2019年8月14日

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目4番12号  
Shinwa Wise Holdings株式会社  
代表取締役社長 中 川 健 治

## 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年8月28日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年8月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座七丁目4番12号  
Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第30期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第30期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役5名選任の件
  - 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.shinwa-wise.com/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.shinwa-wise.com/>)に掲載しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結注記表」

③計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年6月1日から  
2019年5月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 当連結会計年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2018年6月1日～2019年5月31日）におけるわが国の経済は、雇用や所得環境の改善が継続し、また、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調にありました。しかしながら、米中貿易摩擦の影響や世界経済の不確実性の問題、金融資本市場の変動懸念や世界的な地政学リスクの影響を受け、先行きは不透明な状況にあります。

そのような中、日本国内の美術品市場は、前年とほぼ同様の市場規模で推移しましたが、昨年後半から、特に近代美術の中低価格帯の相場が急落するとともに、市場全体の流通量も大幅に減少しております。この傾向は今後も続くと思われる、当社グループにとって軽視できない状況にあります。

また、エネルギー関連事業の領域につきましては、経済産業省による電力の買取価格は継続的に引き下げられており、低圧型太陽光発電施設販売事業にとって、新たな案件の確保がかなり困難な状況にありました。

各事業の業績は次のとおりです。

##### ①オークション関連事業

オークション関連事業は、取扱高4,609,396千円（前年比7.8%増）、売上高2,133,566千円（前年比44.6%増）、セグメント利益63,494千円（前年比54.8%減）となりました。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

種別の業績は次のとおりです。

| 部 門           |             | 取 扱 高     | 前年比<br>増減 | 構 成 比 率 | 売 上 高     | 前年比<br>増減 | 構 成 比 率 |
|---------------|-------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|
|               |             | 千円        | %         | %       | 千円        | %         | %       |
| オークション事業      | 近代美術        | 1,131,971 | △39.6     | 24.6    | 267,875   | △25.7     | 12.6    |
|               | 近代陶芸        | 400,810   | 34.0      | 8.7     | 88,413    | 47.8      | 4.1     |
|               | 近代美術Part II | 164,095   | △33.2     | 3.6     | 38,394    | △34.7     | 1.8     |
|               | その他         | 1,130,749 | 14.7      | 24.5    | 168,487   | △10.8     | 7.9     |
|               | 小計          | 2,827,625 | △16.9     | 61.3    | 563,171   | △15.7     | 26.4    |
| オークション関連その他事業 | プライベートセール   | 1,776,671 | 110.2     | 38.5    | 1,548,143 | 100.8     | 72.6    |
|               | その他         | 5,100     | △81.2     | 0.1     | 22,250    | △40.0     | 1.0     |
|               | 小計          | 1,781,771 | 104.2     | 38.7    | 1,570,394 | 94.4      | 73.6    |
| 合 計           |             | 4,609,396 | 7.8       | 100.0   | 2,133,566 | 44.6      | 100.0   |

- (注) 1. 取扱高の前年比増減率と売上高の前年比増減率の乖離の大きな要因のひとつに、商品売上高の増減があります。商品売上高は、オークション落札価額に対する手数料収入、カタログ収入、年会費等と同様に売上高を構成する要素であり、在庫商品を販売した場合、その販売価格（オークションでの落札の場合には落札価額）を商品売上高として、売上高に計上することとしております。
2. その他オークションは、出品の状況により随時開催しております。

#### i) オークション事業

当連結会計年度は、オークション会場改装工事及びShinwa Priveの画廊スペース新設工事を行っており、オークションの開催回数は26回（前年度開催回数29回）でした。内訳は、近代美術オークション及び近代美術Part IIオークションを各5回、近代陶芸オークション及びBags/Jewellery&Watchesオークションを各4回、ワインオークションを3回、西洋美術オークションの他、新たなジャンルとしてMANGAオークションを各2回、また、リニューアル記念特別オークションとして「Y氏コレクション - ART JUNGLE」を1回です。

近代美術オークションは、前年比で1開催少なかったため、出品点数21.8%減（前年比）、落札点数25.6%減（前年比）となりました。エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で125.8%と高水準で推移いたしました。平均落札単価は前年比で18.2%減少いたしました。

近代陶芸オークションは、出品点数2.4%減（前年比）、落札点数5.6%減（前年比）となりました。当連結会計年度も古美術の取り扱いが引き続き好調であったことから、平均落札単価は前年比で41.0%増加し、また、エスティメイト

下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で158.9%と高水準で推移いたしました。

近代美術 P a r t II オークションは、前年比で1開催少なかったため、出品点数17.3%減（前年比）、落札点数22.1%減（前年比）となりました。平均落札単価は前年比で14.1%減少し、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で135.8%と高水準で推移いたしました。

その他、ワインオークションは引き続き高水準で推移した他、新たなジャンルとしてMANGAオークションを2回開催しました。また、オークション会場リニューアル及びShinwa Priveの画廊スペース新設記念特別オークションとして「Y氏コレクション - ART JUNGLE」を開催したところ、取扱高は約7億円、落札率92.9%と高い実績を上げました。

## ii) オークション関連その他事業

プライベートセール部門では、新たにShinwa Priveの画廊スペースを設け、お客様のニーズにきめ細やかに対応できる体制を整え、高額作品の積極的な取り扱いに努めました。当連結会計年度は大型案件の成約があったため、前年との比較で、取扱高は110.2%増、売上高は100.8%増とともに大幅に増加いたしました。

その他、高額ダイヤモンド販売事業は、引き続き安定した売上高で推移いたしました。

## ② エネルギー関連事業

50kW級の低圧型太陽光発電施設販売事業では、利回り商品としての需要により、当連結会計年度は、20基を販売いたしました。しかしながら、経済産業省による電力の買取価格は継続的に引き下げられており、新たな案件の確保が難しくなっております。

マレーシアにおけるPKS事業においては、当連結会計年度に約2万トンを販売し、継続して収益改善に取り組んでおります。

その他、子会社保有の太陽光発電施設による売電事業等により、当連結会計年度の売上高は、前年比40.8%減の747,287千円、セグメント損失は、64,779千円（前年は226,600千円のセグメント損失）となりました。

### ③その他

ウェルスマネジメント分野における米国テキサス州の中古不動産物件紹介事業は、当連結会計年度は9件の販売実績となりました。また、各事業の販売費及び一般管理費の見直しを行う等、グループ全体の収益改善に取り組みました。

その他、ミャンマー連邦共和国でのマイクロファイナンス事業を行っていたSHINWA MICROFINANCE COMPANY LIMITEDの全保有株式を売却したことにより121,392千円の特別利益を計上しました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高2,932,458千円（前年比5.4%増、対前年増加額151,089千円）、営業損失86,047千円（前年は181,854千円の営業損失）、経常損失134,967千円（前年は265,494千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失56,546千円（前年は257,306千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、84,611千円であります。その主なものは、オークション関連事業のギャラリー改装費用の75,756千円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。その当座貸越極度額の総額は1,400,000千円であり、連結会計年度末の借入実行残高は854,792千円であります。

#### (4) 対処すべき課題

オークション関連事業の領域では、世界的に評価の高い一部の美術品について、引き続き高額取引が欧米のオークション市場で成立しており、世界のアート市場全体では、昨年引き続き拡大傾向であるとの報告もあります。

そのような中、日本国内の美術品市場は、前年とほぼ同様の市場規模で推移しましたが、昨年後半から、特に近代美術の中低価格帯の相場が急落するとともに、市場全体の流通量も大幅に減少しております。この傾向は今後も続くと思われ、当社にとって軽視できない状況にあります。

エネルギー関連事業の領域におきましては、事業用太陽光発電の固定価格買い取り制度の優遇廃止が検討されており、当社がこれまで手掛けてきた低圧型太陽光発電施設販売事業は、来期以降、計画的な事業収益をほぼ見込めない状況にあります。また、国内のバイオマス発電所の本格稼動がまだ数年先であるため、P K S 事業の領域は収益化までに時間を要します。

当社グループは、オークション関連事業において「日本近代美術再生プロジェクト」と題した、日本の近代美術の再評価と価値付けに継続して取り組んでまいりましたが、このような事業環境下において、オークション関連事業の主要な収益セグメントである近代美術の分野が深刻な影響を受ける状況に至っております。

従いまして、グループ全体の利益を確実に上げられる企業体質を実現するために、「アートで収益を上げる」をスローガンに掲げ、近代美術以外の新たな柱となり得る戦後・現代美術へのシフトを実現し、事業ポートフォリオの早急な見直しを行ってまいります。一方で、「日本近代美術再生プロジェクト」には、引き続きオークション事業（Shinwa Auction株式会社）と画廊事業（Shinwa Prive株式会社）の両面から、マーケットメーカーとしての役割を更に鮮明に打ち出して取り組んでまいります。

エネルギー関連事業では、低圧型太陽光発電施設販売事業がここ数年内に収束を迎えると思われ、また、P K S 事業も収益化の時期は数年先になることが見込まれることから、太陽光発電施設販売事業に代わる新たな事業の開発に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                 | 第 27 期<br>2016年5月期 | 第 28 期<br>2017年5月期 | 第 29 期<br>2018年5月期 | 第30期<br>(当連結会計年度)<br>2019年5月期 |
|-------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                               | 千円<br>3,898,100    | 千円<br>5,348,142    | 千円<br>2,781,368    | 千円<br>2,932,458               |
| 経常利益又は経常損失(△)                       | 千円<br>332,332      | 千円<br>303,389      | 千円<br>△265,494     | 千円<br>△134,967                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 千円<br>164,149      | 千円<br>166,315      | 千円<br>△257,306     | 千円<br>△56,546                 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)           | 28円69銭             | 28円13銭             | △40円93銭            | △8円66銭                        |
| 総 資 産                               | 千円<br>3,959,187    | 千円<br>6,432,210    | 千円<br>6,120,821    | 千円<br>4,735,676               |
| 純 資 産                               | 千円<br>1,772,974    | 千円<br>2,010,357    | 千円<br>1,906,976    | 千円<br>1,895,937               |
| 1株当たり純資産                            | 307円93銭            | 330円56銭            | 293円65銭            | 287円83銭                       |

- (注) 1. 第28期の売上高の著しい増加は、エネルギー関連事業における太陽光発電施設の販売台数の増加によるものであります。
2. 第29期の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の著しい減少は、主にエネルギー関連事業における太陽光発電施設の販売台数の減少及びマレーシアにおけるPKS事業の赤字業績によるものであります。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                                | 第 27 期<br>2016年 5 月期 | 第 28 期<br>2017年 5 月期 | 第 29 期<br>2018年 5 月期 | 第30期<br>(当事業年度)<br>2019年 5 月期 |
|----------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|
| 取 扱 高                                              | 千円<br>3,884,861      | 千円<br>2,767,515      | 千円<br>1,625,396      | 千円<br>-                       |
| 売 上 高                                              | 千円<br>1,117,224      | 千円<br>1,631,758      | 千円<br>864,243        | 千円<br>546,971                 |
| 経 常 利 益                                            | 千円<br>84,674         | 千円<br>35,881         | 千円<br>54,228         | 千円<br>17,809                  |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ )                   | 千円<br>44,336         | 千円<br>30,379         | 千円<br>45,818         | 千円<br>△14,915                 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1<br>株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ ) | 7円75銭                | 5円14銭                | 7円29銭                | △2円28銭                        |
| 総 資 産                                              | 千円<br>2,530,217      | 千円<br>3,567,537      | 千円<br>3,332,640      | 千円<br>3,385,594               |
| 純 資 産                                              | 千円<br>1,642,988      | 千円<br>1,745,096      | 千円<br>1,923,803      | 千円<br>1,978,125               |
| 1 株 当 たり 純 資 産                                     | 285円72銭              | 287円18銭              | 300円15銭              | 300円30銭                       |

- (注) 1. 取扱高とは、オークション落札価額（ハンマープライス）、プライベートセール及び交換会での取引価額等の総称であります。当社は2017年12月1日より持株会社体制へ移行し、当社の主たる事業であったオークション関連事業を、100%子会社のShinwa Auction株式会社に承継させたため、当事業年度より取扱高の記載を省略しております。
2. 第28期の売上高の著しい増加と経常利益の減少は、太陽光発電施設販売による売上高の増加と売上原価の上昇によるものであります。
3. 第29期及び第30期の取扱高及び売上高の著しい減少は、2017年12月1日より持株会社体制へ移行し、当社の主たる事業であったオークション関連事業を、100%子会社のShinwa Auction株式会社に承継させたことによるものであります。
4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出してあります。

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況

| 会社名                                        | 資本金          | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                |
|--------------------------------------------|--------------|---------|------------------------|
| Shinwa Auction株式会社                         | 50,000千円     | 100.0%  | 美術品を中心としたオークションの企画及び運営 |
| Shinwa Prive株式会社                           | 10,000千円     | 100.0%  | 美術品取引（画廊業）             |
| Shinwa ARTEX株式会社                           | 90,000千円     | 100.0%  | エネルギー関連事業その他新規事業開発     |
| Shinwa Market株式会社                          | 10,000千円     | 51.0%   | 宝飾品を中心としたオークションの企画及び運営 |
| シンワメディコ株式会社<br>(注) 1                       | 20,000千円     | 70.0%   | 医療機関向け支援事業             |
| SHINWA APEC<br>MALAYSIA SDN. BHD.<br>(注) 1 | MYR1,000,000 | 100.0%  | マレーシアにおけるPKS事業         |

(注) 1. 当社の孫会社であります。

2. Shinwa Medico Hong Kong Limited及びSHINWA MYANMAR COMPANY LIMITEDは、重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲及び重要な子会社から除外いたしました。
3. SHINWA MICROFINANCE COMPANY LIMITEDは、当連結会計年度中に全保有株式を売却したため、連結の範囲及び重要な子会社から除外いたしました。
4. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

#### (3) その他

持分法適用関連会社

| 会社名                                              | 資本金          | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                             |
|--------------------------------------------------|--------------|---------|-----------------------------------------------------|
| ASIAN ART AUCTION<br>ALLIANCE COMPANY<br>LIMITED | HKD8,055,001 | 21.1%   | 香港での美術品を中心としたオークションの企画及び運営、美術品売買<br>(主にコンテンポラリーアート) |

#### 4. 主要な事業内容 (2019年5月31日現在)

当社グループは、主にオークション関連事業及びエネルギー関連事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

##### ① オークション関連事業

オークション関連事業は、大きくオークション事業とオークション関連その他事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part II オークションを定期的に開催しております。その他、戦後美術&コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン、MANGA、ブランド雑貨、時計、宝飾品等のオークションを随時開催しております。

オークション関連その他事業は、プライベートセール（オークション以外での相対取引である画廊事業等）を中心に、貴金属等買取サービス等も行っております。

| 部             | 門                  | 主要な内容                                                                     |
|---------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| オークション事業      | 近代美術オークション         | ・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション<br>・落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね20万円以上の作品 |
|               | 近代陶芸オークション         | ・近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション（一部古美術を含む）                                          |
|               | 近代美術Part II オークション | ・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション<br>・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品                    |
|               | その他オークション          | ・戦後美術&コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン、MANGA、ブランド雑貨、時計、宝飾品等の上記以外のオークション               |
| オークション関連その他事業 | プライベートセール          | ・オークション以外での相対取引である画廊事業等                                                   |
|               | その他                | ・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交換会にて販売を委託された取引<br>・貴金属等買取サービス他                  |

##### ② エネルギー関連事業

富裕層及び法人向けに、50kW級の低圧型太陽光発電施設、高圧型太陽光発電施設の販売を行い、一部を自社保有して売電事業を行っております。

また、マレーシアにおいて、バイオマス発電の燃料となるPKS（パーム椰子殻）の販売事業を行っております。

##### ③ その他

海外不動産販売紹介事業、医療機関向け支援事業、保険事業及びミャンマー連邦共和国における植林事業等を行っております。

## 5. 主要な事業所等 (2019年5月31日現在)

### (1) 当社

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 東京都中央区 |
|----|--------|

### (2) 子会社

|                    |        |
|--------------------|--------|
| Shinwa Auction株式会社 | 東京都中央区 |
| Shinwa Prive株式会社   | 東京都中央区 |
| Shinwa ARTEX株式会社   | 東京都中央区 |
| Shinwa Market株式会社  | 東京都台東区 |

### (3) 孫会社

|                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| シンワメディコ株式会社                    | 東京都中央区              |
| SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD. | マレーシア パハン州 クアantan市 |

### (4) 持分法適用関連会社

|                                               |                |
|-----------------------------------------------|----------------|
| ASIAN ART AUCTION ALLIANCE<br>COMPANY LIMITED | 中華人民共和国香港特別行政区 |
|-----------------------------------------------|----------------|

## 6. 使用人の状況 (2019年5月31日現在)

### (1) 企業集団の使用人の状況

| 国内外の別        | 事業区分       | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|------------|--------|-------------|
| 国内<br>(注)2   | オークション関連事業 | 23(8)名 | 4名増(2名増)    |
|              | エネルギー関連事業  | 5(0)   | 12名減(1名減)   |
|              | HD (管理)    | 7(0)   | 1名増( - )    |
|              | 小計         | 35(8)  | 7名減(1名増)    |
| 国外<br>(注)3・4 | エネルギー関連事業  | 8(0)   | 7名減( - )    |
|              | その他        | 0(0)   | 14名減( - )   |
|              | 小計         | 8(0)   | 21名減( - )   |
| 合計           |            | 43(8)  | 28名減(1名増)   |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、出向者及びアルバイトは( )内に外数で記載しております。  
 2. 国内エネルギー関連事業の減少は、事業環境悪化と事業体制の見直しに伴う自然減少であります。  
 3. 国外エネルギー関連事業の減少は、事業体制の見直しに伴う自然減少であります。  
 4. 「国外その他」として記載している使用人数は、いずれの事業区分にも属さない国外の子会社に属するものであります。当連結会計年度の使用人数の減少は、当連結会計年度中にSHINWA MICROFINANCE COMPANY LIMITEDの全株式を売却し、事業譲渡したことによるものであります。

### (2) 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------|-------|--------|
| 7名   | 1名増     | 48.9歳 | 8.8年   |

(注) 持株会社体制への移行により、使用人数は、HD (管理) の使用人のみとなっております。

## 7. 主要な借入先 (2019年5月31日現在)

| 借入先        | 借入金残高     |
|------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行  | 414,500千円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 267,000千円 |
| 株式会社みなと銀行  | 223,964千円 |
| 株式会社東日本銀行  | 165,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 140,000千円 |

## 8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### 代表取締役の異動

代表取締役社長中川健治氏は、Shinwa Prive株式会社の代表取締役として、オークション関連事業の中でも特に画廊事業に集中的に取り組むため、当社代表取締役を退任することとなりました。後任には、第30回定時株主総会で取締役に選任されることを条件として、その後に開催される取締役会において、現専務取締役の羽佐田信治氏を代表取締役社長に選定する予定であります。

異動の内容は以下のとおりです。

| 氏名     | 新役職     | 現役職     |
|--------|---------|---------|
| 中川 健治  | —       | 代表取締役社長 |
| 羽佐田 信治 | 代表取締役社長 | 専務取締役   |

## Ⅱ 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項（2019年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 7,439,900株  
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が189,000株増加しております。  
(3) 株主数 3,034名  
(4) 大株主

| 株 主 名                                        | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------|----------|---------|
| 株式会社ジャパン・ヘルス・サミット                            | 336,500株 | 5.11%   |
| 采 豊 投 資 有 限 公 司<br>常 任 代 理 人 三 田 証 券 株 式 会 社 | 330,000  | 5.01    |
| 土 屋 允 誉                                      | 300,000  | 4.55    |
| 株 式 会 社 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト                  | 290,000  | 4.40    |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                          | 187,100  | 2.84    |
| 株 式 会 社 3 7 6                                | 149,200  | 2.27    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                              | 132,500  | 2.01    |
| 中 川 健 治                                      | 130,000  | 1.97    |
| 則 本 敦                                        | 102,900  | 1.56    |
| 倉 田 陽 一 郎<br>常 任 代 理 人 三 田 証 券 株 式 会 社       | 100,000  | 1.52    |
| 鈴 木 智 博                                      | 100,000  | 1.52    |

- (注) 1. 当社は自己株式を852,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

新株予約権の消滅

下記のとおり、残存する新株予約権者から新株予約権の放棄の申し出がなされ、これにより当該新株予約権は2019年1月31日付で消滅いたしました。

### 記

#### 第12回新株予約権

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 対象者               | 当社取締役及び監査役              |
| 割当日               | 2014年6月30日              |
| 発行した新株予約権の個数(株数)  | 3,000個(300,000株)        |
| 行使価額              | 1個当たり36,400円(1株当たり364円) |
| 放棄される新株予約権の個数(株数) | 2,950個(295,000株)        |
| 放棄後の新株予約権の個数(株数)  | 0個(0株)                  |

#### 第14回新株予約権

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 対象者               | 当社取締役及び監査役              |
| 割当日               | 2014年11月25日             |
| 発行した新株予約権の個数(株数)  | 5,598個(559,800株)        |
| 行使価額              | 1個当たり35,300円(1株当たり353円) |
| 放棄される新株予約権の個数(株数) | 5,498個(549,800株)        |
| 放棄後の新株予約権の個数(株数)  | 0個(0株)                  |

### 第15回新株予約権

|                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 対象者               | 当社取締役及び監査役ならびに子会社取締役及び従業員 |
| 割当日               | 2015年11月2日                |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 4,500個（450,000株）          |
| 行使価額              | 1個当たり29,300円（1株当たり293円）   |
| 放棄される新株予約権の個数（株数） | 3,770個（377,000株）          |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 0個（0株）                    |

### 第17回新株予約権

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 対象者               | 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員  |
| 割当日               | 2017年11月17日             |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 7,200個（720,000株）        |
| 行使価額              | 1個当たり43,300円（1株当たり433円） |
| 放棄される新株予約権の個数（株数） | 4,880個（488,000株）        |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 0個（0株）                  |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項（2019年5月31日現在）

| 地 位           | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 中 川 健 治   | 国内事業担当<br>Shinwa Prive(株)代表取締役社長<br>Shinwa ARTEX(株)代表取締役社長<br>Shinwa Market(株)取締役<br>シンワメディコ(株)代表取締役社長<br>シンワクリエイト(株)代表取締役社長                                                                                                                                                  |
| 取 締 役 会 長     | 倉 田 陽 一 郎 | 海外事業・IR担当<br>Shinwa Prive(株)取締役<br>Shinwa ARTEX(株)取締役<br>Shinwa Market(株)代表取締役社長<br>シンワメディコ(株)取締役<br>シンワクリエイト(株)取締役<br>ASIAN ART AUCTION ALLIANCE<br>COMPANY LIMITED 代表取締役<br>SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.<br>取締役<br>株式会社レジストアート取締役<br>中国芸術品投資管理有限公司董事<br>公益財団法人堀科学芸術振興財団理事 |
| 専 務 取 締 役     | 羽 佐 田 信 治 | 国内事業担当<br>Shinwa Auction(株)専務取締役<br>Shinwa Prive(株)専務取締役<br>Shinwa ARTEX(株)取締役<br>シンワメディコ(株)取締役<br>シンワクリエイト(株)取締役                                                                                                                                                             |
| 取 締 役         | 石 井 一 輝   | 管理担当<br>Shinwa Auction(株)代表取締役社長<br>Shinwa Prive(株)監査役<br>Shinwa ARTEX(株)取締役<br>Shinwa Market(株)監査役<br>シンワメディコ(株)取締役<br>シンワクリエイト(株)監査役                                                                                                                                        |
| 取 締 役         | 木 下 邦 彦   | 公認会計士<br>(株)丸八ホールディングス社外監査役                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 常 勤 監 査 役     | 佐 野 洋 二   | 弁護士<br>Shinwa Auction(株)監査役<br>(株)ETSホールディングス社外監査役<br>(株)西銀座デパート監査役                                                                                                                                                                                                           |
| 監 査 役         | 足 達 堅     | 公認会計士<br>(株)一越社外監査役                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 監 査 役         | 高 橋 隆 敏   | 税理士<br>高橋隆敏税理士事務所代表<br>Shinwa ARTEX(株)監査役<br>シンワメディコ(株)監査役                                                                                                                                                                                                                    |

- (注) 1. 2018年8月30日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、監査役羽佐田信治氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 2018年8月30日開催の第29回定時株主総会にて、羽佐田信治氏は、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 2018年8月30日開催の第29回定時株主総会にて、高橋隆敏氏は、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役木下邦彦氏は、社外取締役にあります。
5. 常勤監査役佐野洋二氏、監査役足達堅氏及び監査役高橋隆敏氏は、社外監査役であります。
6. 監査役足達堅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役高橋隆敏氏は、税理士の資格を有しており、また、過去に会計事務所に勤務された経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役木下邦彦氏、常勤監査役佐野洋二氏、監査役足達堅氏及び監査役高橋隆敏氏の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9. 代表取締役社長中川健治氏は、Shinwa Prive株式会社の代表取締役として、オークション関連事業の中でも特に画廊事業に集中的に取り組むため、当社代表取締役を退任することとなりました。後任には、第30回定時株主総会で取締役に選任されることを条件として、その後に開催される取締役会において、現専務取締役の羽佐田信治氏を代表取締役社長に選定する予定であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分             | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額  |
|-----------------|---------|------------|
| 取 締 役           | 5 名     | 62,628千円   |
| (う ち 社 外 取 締 役) | (1 名)   | (4,103千円)  |
| 監 査 役           | 4 名     | 21,031千円   |
| (う ち 社 外 監 査 役) | (3 名)   | (17,006千円) |
| 合 計             | 9 名     | 83,660千円   |

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額は、年額150,000千円であります。  
2. 株主総会の決議による監査役報酬限度額は、年額50,000千円であります。  
3. 当事業年度末の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。上記の役員数と相違しておりますのは、2018年8月30日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、取締役に就任した取締役1名を含んでいるためであります。

### ② 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が当社の子会社から、役員として受けた報酬等の総額は1,209千円であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木下邦彦氏は、株式会社丸八ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役佐野洋二氏は、当社の連結子会社であるShinwa Auction株式会社の監査役であります。また、同氏は、株式会社ETSホールディングスの社外監査役及び株式会社西銀座デパートの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役足達堅氏は、株式会社一越の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役高橋隆敏氏は、当社の連結子会社であるShinwa ARTEX株式会社の監査役であります。同氏は、シンワメディコ株式会社の監査役も兼務しておられますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、現在高橋隆敏税理士事務所の代表を務めておられます。同事務所と当社の一部のグループ会社との間で役務提供等の取引関係がありますが、当社グループ全体で同事務所へ支払った報酬は、当社の連結売上高の0.1%未満、同事務所が受領した売上高の1%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、当社の監査業務に影響を及ぼすものではないと判断しております。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

|          | 取締役会<br>(23回開催) |       | 監査役会<br>(6回開催) |        |
|----------|-----------------|-------|----------------|--------|
|          | 出席回数            | 出席率   | 出席回数           | 出席率    |
| 取締役 木下邦彦 | 22回             | 95.7% | —              | —      |
| 監査役 佐野洋二 | 23              | 100.0 | 6回             | 100.0% |
| 監査役 足達堅  | 23              | 100.0 | 6              | 100.0  |
| 監査役 高橋隆敏 | 16              | 88.9  | 4              | 80.0   |

(注) 高橋隆敏氏は、2018年8月30日開催の第29回定時株主総会で選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、同氏就任後の取締役会の開催回数は18回、監査役会の開催回数は5回であります。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役木下邦彦氏は、公認会計士としての専門性を活かし、主に営業活動の観点から意見を述べるなど、社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

監査役佐野洋二氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役足達堅氏は、公認会計士としての専門性を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役高橋隆敏氏は、税理士としての専門性と会計事務所勤務の経験を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

- |                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 16,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

# 連結貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部        |                  | 負 債 の 部                |                  |
|----------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目            | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>3,238,348</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,942,791</b> |
| 現金及び預金         | 1,223,162        | 買掛金                    | 109,600          |
| 売掛金            | 19,121           | オークション未払金              | 274,563          |
| オークション未収入金     | 190,609          | 短期借入金                  | 1,112,542        |
| 商 品            | 1,297,117        | 1年内償還予定の社債             | 44,000           |
| 前 渡 金          | 147,991          | 1年内返済予定の長期借入金          | 147,932          |
| そ の 他          | 360,347          | 未払法人税等                 | 63,972           |
| 貸倒引当金          | △2               | 賞与引当金                  | 14,971           |
|                |                  | そ の 他                  | 175,209          |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>1,497,328</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>896,948</b>   |
| (有形固定資産)       | <b>1,068,025</b> | 社 債                    | 40,000           |
| 建物及び構築物        | 68,388           | 長 期 借 入 金              | 215,340          |
| 機械装置及び運搬具      | 847,594          | 退職給付に係る負債              | 15,480           |
| 土 地            | 121,760          | 役員退職慰労引当金              | 36,000           |
| そ の 他          | 30,282           | 繰延税金負債                 | 57,387           |
| (無形固定資産)       | <b>25,937</b>    | 長期割賦未払金                | 503,451          |
| ソフトウェア         | 25,937           | そ の 他                  | 29,288           |
| (投資その他の資産)     | <b>403,365</b>   | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,839,739</b> |
| 投資有価証券         | 108,125          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 関係会社株式         | 74,873           | 株 主 資 本                | 1,898,990        |
| 繰延税金資産         | 121,532          | 資 本 金                  | 1,133,142        |
| そ の 他          | 114,185          | 資 本 剰 余 金              | 739,381          |
| 貸倒引当金          | △15,351          | 利 益 剰 余 金              | 247,529          |
|                |                  | 自 己 株 式                | △221,063         |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>4,735,676</b> | その他の包括利益累計額            | △3,052           |
|                |                  | 為 替 換 算 調 整 勘 定        | △3,052           |
|                |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,895,937</b> |
|                |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,735,676</b> |

# 連結損益計算書

(自 2018年6月1日  
至 2019年5月31日)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額     | 額         |
|--------------------|---------|-----------|
| 売上高                |         | 2,932,458 |
| 売上原価               |         | 2,068,422 |
| 売上総利益              |         | 864,035   |
| 販売費及び一般管理費         |         | 950,083   |
| 営業損失(△)            |         | △86,047   |
| 営業外収益              |         |           |
| 受取利息               | 1,694   |           |
| 未払配当金除斥利益          | 137     |           |
| デリバティブ評価益          | 920     |           |
| 受取保険除金             | 832     |           |
| 法人税還付加算金           | 69      |           |
| その他                | 960     | 4,614     |
| 営業外費用              |         |           |
| 支払利息               | 31,006  |           |
| 為替差損               | 7,346   |           |
| 支払手数料              | 897     |           |
| 割賦手数料              | 12,524  |           |
| その他                | 1,759   | 53,533    |
| 経常損失(△)            |         | △134,967  |
| 特別利益               |         |           |
| 関係会社株式売却益          | 121,392 |           |
| 新株予約権戻入益           | 2,698   |           |
| 退職給付引当金戻入額         | 7,120   |           |
| その他                | 100     | 131,311   |
| 特別損失               |         |           |
| 固定資産除却損            | 157     |           |
| 事務所移転費用            | 3,250   |           |
| 訴訟関連費用             | 8,950   | 12,357    |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |         | △16,014   |
| 法人税、住民税及び事業税       | 65,514  |           |
| 過年度法人税等            | 4,760   |           |
| 法人税等調整額            | △30,086 | 40,189    |
| 当期純損失(△)           |         | △56,203   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    |         | 342       |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |         | △56,546   |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2018年6月1日)  
(至 2019年5月31日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |         |          |          |             | その他の包括利益<br>累 計      |                            | 新 子 株 権 | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計     |
|-----------------------------|-----------|---------|----------|----------|-------------|----------------------|----------------------------|---------|------------------|-----------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 計 |         |                  |           |
| 当 期 首 残 高                   | 1,073,780 | 680,020 | 349,607  | △221,063 | 1,882,345   | △3,569               | △3,569                     | 3,419   | 24,781           | 1,906,976 |
| 当 期 変 動 額                   |           |         |          |          |             |                      |                            |         |                  |           |
| 新 株 の 発 行                   | 59,361    | 59,361  |          |          | 118,723     |                      |                            |         |                  | 118,723   |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |         | △46,066  |          | △46,066     |                      |                            |         |                  | △46,066   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純損失(△)      |           |         | △56,546  |          | △56,546     |                      |                            |         |                  | △56,546   |
| 連結範囲の変動                     |           |         | 533      |          | 533         |                      |                            |         |                  | 533       |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額(純額) |           |         |          |          |             | 516                  | 516                        | △3,419  | △24,781          | △27,684   |
| 当期変動額合計                     | 59,361    | 59,361  | △102,078 | -        | 16,644      | 516                  | 516                        | △3,419  | △24,781          | △11,039   |
| 当 期 末 残 高                   | 1,133,142 | 739,381 | 247,529  | △221,063 | 1,898,990   | △3,052               | △3,052                     | -       | -                | 1,895,937 |

# 貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部             |                  | 負 債 の 部                   |                  |
|---------------------|------------------|---------------------------|------------------|
| 科 目                 | 金 額              | 科 目                       | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>      | <b>2,818,153</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>1,337,789</b> |
| 現 金 及 び 預 金         | 543,217          | 買 掛 金                     | 439              |
| オ ー ク シ ョ ン 未 収 入 金 | 15,928           | オ ー ク シ ョ ン 未 払 金         | 2,338            |
| 未 収 入 金             | 249,686          | 短 期 借 入 金                 | 1,111,042        |
| 商 品                 | 622,888          | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債       | 10,000           |
| 前 渡 金               | 100              | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 126,800          |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金   | 1,342,834        | 未 払 法 人 税 等               | 36,694           |
| 1 年 内 回 収 予 定 の     | 25,200           | 賞 与 引 当 金                 | 3,353            |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金   |                  | そ の 他                     | 47,122           |
| そ の 他               | 18,300           | <b>固 定 負 債</b>            | <b>69,679</b>    |
| 貸 倒 引 当 金           | △2               | 社 債                       | 25,000           |
| <b>固 定 資 産</b>      | <b>567,440</b>   | 長 期 借 入 金                 | 42,000           |
| (有 形 固 定 資 産)       | <b>86,552</b>    | 退 職 給 付 引 当 金             | 1,440            |
| 建 物                 | 66,279           | 長 期 預 り 金                 | 1,239            |
| 工 具 器 具 及 び 備 品     | 20,273           | <b>負 債 合 計</b>            | <b>1,407,469</b> |
| (無 形 固 定 資 産)       | <b>25,937</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>          |                  |
| ソ フ ト ウ ェ ア         | 25,937           | 株 主 資 本                   | 1,978,125        |
| (投 資 そ の 他 の 資 産)   | <b>454,950</b>   | 資 本 金                     | 1,133,142        |
| 投 資 有 価 証 券         | 87,625           | 資 本 剰 余 金                 | 739,381          |
| 関 係 会 社 株 式         | 210,600          | 資 本 準 備 金                 | 737,892          |
| 出 資 金               | 500              | そ の 他 資 本 剰 余 金           | 1,489            |
| 敷 金 及 び 保 証 金       | 37,269           | <b>利 益 剰 余 金</b>          | <b>326,664</b>   |
| 長 期 未 収 入 金         | 16,465           | 利 益 準 備 金                 | 37,687           |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金   | 20,600           | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 288,977          |
| 繰 延 税 金 資 産         | 95,742           | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 288,977          |
| 貸 倒 引 当 金           | △13,851          | <b>自 己 株 式</b>            | <b>△221,063</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>      | <b>3,385,594</b> | 新 株 予 約 権                 | -                |
|                     |                  | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>1,978,125</b> |
|                     |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>    | <b>3,385,594</b> |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

# 損益計算書

(自 2018年6月1日  
至 2019年5月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |         |
|--------------|---------|---------|
| 売上高          |         | 546,971 |
| 売上原価         |         | 258,376 |
| 売上総利益        |         | 288,594 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 279,799 |
| 営業利益         |         | 8,794   |
| 営業外収益        |         |         |
| 受取利息         | 17,814  |         |
| 受取配当金        | 10,700  |         |
| その他          | 409     | 28,923  |
| 営業外費用        |         |         |
| 支払利息         | 18,553  |         |
| 為替差損         | 1,180   |         |
| その他          | 175     | 19,909  |
| 経常利益         |         | 17,809  |
| 特別利益         |         |         |
| 新株予約権戻入益     | 2,698   |         |
| 退職給付引当金戻入額   | 510     | 3,208   |
| 特別損失         |         |         |
| 移転費用         | 3,250   |         |
| 過年度消費税等      | 4,550   |         |
| その他          | 157     | 7,958   |
| 税引前当期純利益     |         | 13,059  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 31,664  |         |
| 過年度法人税等      | 17,054  |         |
| 法人税等調整額      | △20,744 | 27,974  |
| 当期純損失(△)     |         | Δ14,915 |

# 株主資本等変動計算書

(自 2018年6月1日  
至 2019年5月31日)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |          |         |           |                     |         |          | 新 子 株 権   | 純資産合計  |             |
|---------------------|-----------|-----------|----------|---------|-----------|---------------------|---------|----------|-----------|--------|-------------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |          |         | 利 益 剰 余 金 |                     |         | 自 己 株 式  |           |        | 株 主 資 本 合 計 |
|                     |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |          |           |        |             |
| 当 期 首 残 高           | 1,073,780 | 678,530   | 1,489    | 680,020 | 37,687    | 349,958             | 387,646 | △221,063 | 1,920,384 | 3,419  | 1,923,803   |
| 当 期 変 動 額           |           |           |          |         |           |                     |         |          |           |        |             |
| 新 株 の 発 行           | 59,361    | 59,361    |          | 59,361  |           |                     |         |          | 118,722   |        | 118,722     |
| 剰 余 金 の 配 当         |           |           |          |         |           | △46,066             | △46,066 |          | △46,066   |        | △46,066     |
| 当 期 純 損 失 (△)       |           |           |          |         |           | △14,915             | △14,915 |          | △14,915   |        | △14,915     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |          |         |           |                     |         |          |           | △3,419 | △3,419      |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 59,361    | 59,361    | -        | 59,361  | -         | △60,981             | △60,981 | -        | 57,741    | △3,419 | 54,322      |
| 当 期 末 残 高           | 1,133,142 | 737,892   | 1,489    | 739,381 | 37,687    | 288,977             | 326,664 | △221,063 | 1,978,125 | -      | 1,978,125   |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年7月22日

Shinwa Wise Holdings 株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 谷 田 修 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 河 内 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings 株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年7月22日

Shinwa Wise Holdings株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 谷 田 修 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 河 内 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社  
の2018年6月1日から2019年5月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計  
算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附  
属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及  
びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含  
まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に  
対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準  
拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどう  
かについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施  
される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽  
表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するた  
めのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するた  
めに、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者  
が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類  
及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計  
の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点にお  
いて適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針と各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備すべきものとして会社法施行規則に定められている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の方法以外に、取締役から「取締役の職務執行状況確認書」の提出を求めて調査を行い、取締役会その他における審議の状況などを踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年7月23日

Shinwa Wise Holdings 株式会社 監査役会

|           |      |   |
|-----------|------|---|
| 常勤監査役(社外) | 佐野洋二 | Ⓢ |
| 社外監査役     | 足達堅  | Ⓢ |
| 社外監査役     | 高橋隆敏 | Ⓢ |

以 上

## 株主総会参考書類

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基準としつつも、安定的な配当の維持ならびに将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等の必要性を総合的に勘案し、決定することとしております。

第30期の期末配当につきましては、当期の業績及び次期の業績見通しならびに直近の財務状況を勘案した上で、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は19,761,300円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年8月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

業務執行取締役等でない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことが出来るようにするため、当社との間で責任限定契約を締結できる者の範囲を変更するものであります。

なお、現行定款第30条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条から第29条 (条文省略)                                                                                                                                   | 第1条から第29条 (現行どおり)                                                                                                                                                 |
| ( <u>社外取締役</u> との責任限定契約)<br>第30条 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 | ( <u>取締役</u> との責任限定契約)<br>第30条 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 |
| 第31条から第40条 (条文省略)                                                                                                                                  | 第31条から第40条 (現行どおり)                                                                                                                                                |
| ( <u>社外監査役</u> との責任限定契約)<br>第41条 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 | ( <u>監査役</u> との責任限定契約)<br>第41条 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。                    |
| 第42条から第49条 (条文省略)                                                                                                                                  | 第42条から第49条 (現行どおり)                                                                                                                                                |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

当社取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | <p>再任</p> <p>は き だ しん じ<br/>羽 佐 田 信 治<br/>(1962年12月10日生)</p>                                                                                                                 | <p>1985年4月 株式会社西武百貨店入社</p> <p>1991年4月 株式会社泰明画廊入社</p> <p>2000年10月 当社入社 営業部長</p> <p>2001年6月 当社常務取締役</p> <p>2012年8月 当社常勤監査役</p> <p>2018年8月 当社専務取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>Shinwa Auction株式会社専務取締役</p> <p>Shinwa Prive株式会社専務取締役</p> <p>Shinwa ARTEX株式会社取締役</p> <p>シンワメディコ株式会社取締役</p> <p>シンワクリエイト株式会社取締役</p> | 55,000株        |
|       | <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>羽佐田信治氏は、オークション関連事業における幅広い知識及び豊富な経験を有していることに加え、当社及び子会社における経営経験から当社グループの事業に精通しており、当社取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                        | <div data-bbox="250 491 302 521" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br><small>くら た よう いちろう</small><br>倉 田 陽 一 郎<br>(1965年2月11日生) | 1987年4月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社入社<br>1988年10月 ウォーバーグ投資顧問株式会社入社<br>1992年4月 メースピアソン投資顧問株式会社入社<br>1997年10月 ミネルヴァ投資顧問株式会社設立 代表取締役<br>1998年10月 国務大臣金融再生委員会委員長政務秘書官<br>1999年7月 ミネルヴァ投資顧問株式会社代表取締役<br>2001年6月 当社代表取締役社長<br>2018年8月 当社取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>Shinwa Prive株式会社取締役<br>Shinwa ARTEX株式会社取締役<br>Shinwa Market株式会社代表取締役社長<br>シンワメディコ株式会社取締役<br>シンワクリエイト株式会社取締役<br>ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED代表取締役<br>SHINWA APEC MALAYSIA SDN.BHD.取締役<br>株式会社レジストアート取締役<br>中国芸術品投資管理有限公司董事<br>公益財団法人堀科学芸術振興財団理事 | 100,000株       |
| (取締役候補者とした理由)<br>倉田陽一郎氏は、当社代表取締役社長及び当社取締役会長を歴任し、エネルギー関連事業及び海外事業をリードしてきた経験と実績を有しております。また、新規事業開発に尽力しグループの経営バランスに貢献していること、当社取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>いし かわ ひと てる<br>石井 一輝<br>(1970年4月8日生)                                                                                | 1998年4月 当社入社<br>2000年4月 当社人事部長<br>2002年4月 当社総務人事部長<br>2012年8月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>Shinwa Auction株式会社代表取締役社長<br>Shinwa Prive株式会社監査役<br>Shinwa ARTEX株式会社取締役<br>Shinwa Market株式会社監査役<br>シンワメディコ株式会社取締役<br>シンワクリエイト株式会社監査役 | 26,000株        |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>石井一輝氏は、主に管理の面から長期にわたってオークション関連事業に携わり、管理部門全般にわたる幅広い知識及び豊富な経験を有しております。また、当社及び子会社における経営経験から当社グループの事業全般に幅広く精通しており、当社取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としていたしました。         |                                                                                                                                                                                                                               |                |
| 4     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br>せき むら や す し<br>関村 也寸志<br>(1957年11月4日生)                                                                              | 1980年4月 同和火災海上保険株式会社入社<br>2001年8月 当社入社 法人企画部 副部長<br>2002年4月 当社第二営業部長<br>2004年4月 当社オークションマーケティング部長<br>2005年5月 当社営業本部長<br>2009年10月 当社オークション事業部長<br>2014年12月 当社執行役員<br>2017年8月 Shinwa Auction株式会社取締役(現任)                         | 13,000株        |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>関村也寸志氏は、長期にわたってオークション関連事業に携わり、幅広い知識及び豊富な経験を有しております。また、子会社における経営経験から特にオークション関連事業に精通しており、当社グループが、今後オークション関連事業に注力していくにあたって、当社取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たすことを期待し、新たに取締役候補者としていたしました。 |                                                                                                                                                                                                                               |                |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div><br>きの した くに ひこ<br>木 下 邦 彦<br>(1945年3月12日生) | 1972年3月 公認会計士登録<br>1973年1月 昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所<br>1991年6月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員<br>1993年6月 同監査法人浜松・静岡・豊橋事務所所長<br>同監査法人本部理事<br>2010年6月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)退職<br>木下邦彦公認会計士事務所所長(現任)<br>2010年8月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社丸八ホールディングス社外監査役 | —              |
|       | (社外取締役候補者とした理由)<br>木下邦彦氏は、公認会計士として企業会計に精通する専門家の見地のほか、経営全般に関する高い見識を有しており、社外取締役として適任であることから選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験は有りませんが、長期にわたり当社の取締役を務めていただいているため、当社の事業に十分精通されております。これらのことから、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと考えております。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |

- (注) 1. 取締役候補者倉田陽一郎氏は、当社の連結子会社であるShinwa Market株式会社の代表取締役を兼務しており、同社と当社との間には、資金貸付等の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、上記のほか事業報告中の「Ⅱ 会社の状況に関する事項 3. 会社役員に関する事項」(P.18)に記載のとおりであります。
3. 取締役候補者木下邦彦氏は社外取締役候補者であります。
- (1) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は当該規定に基づき、木下邦彦氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- (2) 独立役員の届け出について
- 当社は、木下邦彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として東京証券取引所へ届け出る予定であります。

### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち、佐野洋二氏及び足達堅氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> </div><br>佐野洋二<br>(1949年12月15日生)                                                                                              | 1975年4月 東京弁護士会登録<br>黒田法律事務所入所<br>1978年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社<br>1980年4月 佐野法律事務所(現MOS合同法律事務所)開業(現任)<br>2003年12月 当社監査役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>Shinwa Auction株式会社監査役<br>株式会社ETSホールディングス社外監査役<br>株式会社西銀座デパート監査役 | 22,800株        |
|       | (社外監査役候補者とした理由)<br>佐野洋二氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な専門的知見を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験は有りませんが、長期にわたり当社の監査役を務めていただいているため当社の事業に十分精通されており、同氏の高い専門性をもって、当社の監査を適切に遂行していただけるものと考えております。なお、同氏の監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって15年8ヶ月となります。 |                                                                                                                                                                                                          |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                         | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br><small>みなみ</small><br>南<br>(1952年3月26日生) <div style="float: right; text-align: right;"><small>たかし</small><br/>隆</div>                                                         | 1978年4月 警察庁入庁<br>1981年8月 富山県警察本部公安課長<br>1983年7月 英国ケンブリッジ大学エマニエルカレッジ留学<br>1986年8月 岡山県警察本部警備部長<br>1989年3月 在中国日本大使館一等書記官<br>1994年3月 警察庁人事課企画官<br>1996年3月 警視庁公安部参事官<br>1998年8月 警察庁公安第三課長<br>2001年3月 警察庁公安第一課長<br>2002年8月 内閣情報調査室国際部主幹<br>2006年1月 栃木県警察本部長<br>2007年3月 内閣官房審議官兼内閣情報調査室審議官<br>2012年9月 内閣官房拉致問題対策本部事務局審議官(非常勤)<br>2014年8月 T.M GLOBAL GATE株式会社設立代表取締役(現任)<br>2014年8月 エーバック株式会社(現Shinwa ARTEX株式会社)社外取締役 | —              |
|       | (監査役候補者とした理由)<br>南隆氏は、警察庁入庁後に要職を歴任され、コンプライアンスや危機管理について幅広い知識と豊富な経験を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。<br>同氏には、2014年から当社子会社の社外取締役を務めていただき、当社グループの事業にも十分精通されており、また、子会社の社外取締役として貴重なご意見を適宜いただきました。これらのことから当社の監査を適切に遂行していただけるものと考え、新たに当社の監査役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の監査役である候補者の当社における地位及び重要な兼職の状況は、上記のほか事業報告中の「Ⅱ 会社の状況に関する事項 3. 会社役員に関する事項」(P.18)に記載のとおりであります。
3. 監査役候補者佐野洋二氏は社外監査役候補者であります。
4. 監査役候補者南隆氏は、2019年7月に当社の連結子会社のShinwa ARTEX株式会社の社外取締役を辞任により退任されています。

5. 監査役との責任限定契約について

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は当該規定に基づき、佐野洋二氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

また、南隆氏が監査役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

6. 独立役員の届け出について

当社は、佐野洋二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任をご承認いただいた場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

7. 佐野洋二氏が東郷証券株式会社の監査役として在任中の2019年2月5日、同社は、外国為替証拠金（FX）取引に関し金融商品取引法に違反する行為（損失補填）があったとして、証券取引等監視委員会から強制査察を受けました。同氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等で法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事実認識後は、法令遵守の徹底及び再発防止に向けた取り組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしました。

以上

(ご参考) 当社における社外役員の独立性に係る基準について

当社は、コーポレートガバナンスの強化にとって必要な客観性及び透明性を確保するために、社外取締役（注1）及び社外監査役（注2）（以下、併せて「社外役員」といいます。）の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

1. 現在及び過去において、当社グループの業務執行者（注3）でないこと。加えて、社外監査役は、当社グループの業務執行を行わない取締役及び会計参与（会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員）であったことが一度もないこと。
2. 最近過去5年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
  - (1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主またはその業務執行者
  - (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者
  - (3) 当社グループの業務執行者のうちの重要な者（注4）に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
  - (4) 上記2. (1) に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
3. 最近過去3年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
  - (1) 当社グループを主要な取引先（注5）とする者またはその業務執行者
  - (2) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
  - (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
  - (4) 当社グループから多額の金銭その他の財産の寄付を受けている者またはその業務執行者
  - (5) 当社グループとの間で、社外役員の相互就任の関係にある上場会社の出身者
  - (6) 上記2. (2) に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
  - (7) 上記3. (1) から (4) までに該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
4. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、また独立した社外役員として職務をはたせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

以上

注1：「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいいます。

注2：「社外監査役」とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいいます。

注3：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員（当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者）、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいいます。

注4：「業務執行者のうちの重要な者」とは、業務執行取締役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいいます。

注5：「主要な取引先」とは、当社グループとの取引額が1事業年度につき連結売上高の10%を超える取引先である者または当社グループが借入をしている金融機関その他の大口債権者をいいます。

注6：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいいます。



